

よこはまメインカードローン 定型約款 変更履歴

【改定日：令和5年1月1日】

変更箇所	変更後	変更前	変更理由
第4条（利息、損害金） 1項②	②貸越金の利息には、一般社団法人しんきん保証基金（以下「保証会社」といいます）の保証料を含むものとします。なお、保証料は金庫所定の方法により保証会社に支払うものとします。	②貸越金の利息には、社団法人しんきん保証基金の保証料を含むものとします。なお、保証料は金庫所定の方法により社団法人しんきん保証基金に支払うものとします。	<ul style="list-style-type: none"> 一般法人制度の創設のため 略称規定を設定したため
第5条（定例返済） 1項	借主は、毎月10日（休日の場合は翌営業日）に前月10日（休日の場合は翌営業日）現在の貸越残高に応じて次のおり返済します。ただし、貸越残高が契約極度額を超える場合は、契約極度額を貸越残高とみなすものとします。	借主は、毎月10日（休日の場合は翌営業日）に前月10日（休日の場合は翌営業日）現在の貸越残高に応じて次のおり返済します。	システム更改に伴う、カードローン返済額の決定ルールの変更のため
第7条（任意返済） 1項	第5条による定例返済のほか、借主はいつでも貸越残高に対して任意の金額を返済（以下「任意返済」といいます）できるものとします。	第5条による定例返済のほか、借主はいつでも貸越残高に対して任意の金額を返済できるものとします。	略称規定を設定したため